

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を一部開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）及び改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、平成14年12月19日付けで開示請求を行い、これに対し実施機関は、平成15年1月20日付け開示決定等期間延長通知書において平成15年2月10日まで開示決定等の期限を延長した上、対象公文書を「平成元年度以降の鹿屋耕地事務所に対する会計検査（笠野原土地改良区、鹿屋市西原土地改良区、鹿屋市土地改良連合会に関する分を含む。）に係る①地区別調書、②検査講評文書、③会計検査院との協議文書及び④会計検査院からの指摘文書（以下「本件対象公文書」という。）」と特定し、平成15年2月10日付け鹿屋耕第456号で一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成15年2月26日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 大事な国の会計検査院の書類を簡単に廃棄するとは信じがたい。「廃棄等」の等の意味を明確にされたい。

- イ 開示決定等期間延長通知書が届いたが、期間延長したことが、そもそも条例違反となるのではないか。
- ウ 信頼関係がないから調査が入るのであって、会計検査院が耕地事務所に協力するという考えがそもそも間違いである。
- エ 開示することにより、会計検査院との率直な意見交換を阻害し、検査過程にも支障を及ぼすなど、会計検査に係る意思形成に支障が生ずるおそれなどあり得ない。
- オ 開示することにより、会計検査院の意見が阻害されることなどあり得ない。
- カ 会計検査院は常に公正であり、何事を開示してもそれが影響を及ぼすことなどない。
- キ 会計検査院は独自に判断する組織なので、会計検査院の審査・判断過程に支障が生ずるおそれはない。なぜ、県が会計検査院に対してそのような心配をするのか分からない。
- ク 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。」とあるが、確定的な情報ではない旨を明記すれば何ら問題はない。
- ケ この開示は私が行っているのであり、県民全員の総意ではない。なぜ、県民一般に受け取られるのか理解できない。
- コ 適正な執行がなされていないから会計検査院の指摘があるのであり、開示することにより適正な執行がなされるものである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

本件対象公文書は、平成元年度から14年度までにおける鹿屋耕地事務所に対する会計検査に係る次の文書である。（本件対象公文書に対するそれぞれの決定内容は、別紙のとおり）

ア 地区別調書

毎年度、会計検査院から提出を求められた会計検査上必要な実施事業名、実施地区、実施金額等国庫補助事業の実施状況を整理したもの

イ 検査講評文書

会計検査院の調査官が、実地検査の最終日に、実地検査の受検機関に対し、実地検査の結果概況を口頭で伝えたものを受検機関が聞き取り、取りまとめたもの。

受検機関が会計検査院から、後日、追加資料を求められた場合に、実地検査時における現地調査、受検機関との質疑応答を通じた調査官の検査内容に関する認識と受検機関側の認識の相違から、適切な資料が提出されないことにより、会計検査院の検査結果作成過程における作業に支障を来たすことのないよう双方が共通認識を持つ必要から、会計検査院及び受検機関の意思を相互に確認するために作成されるものであり、会計検査院と受検機関である県との検討又は協議に関する情報というべきものであって、会計検査院の最終的な意思決定を経た検査結果に基づくものではなく、検査過程における情報である。

ウ 会計検査院との協議文書

実地検査の結果については、調査官が会計検査院に帰庁した後、必要に応じて受検機関に追加資料及び意見を求めながら分析や検討が進められるが、これらの過程で会計検査院からの要求に応じるなどして受検機関が作成したもの

会計検査院が行う分析や検討の過程において、会計検査院からの要求に応じて作成されるものであり、会計検査院と受検機関である県との検討又は協議に関する情報というべきものであって、会計検査院の最終的な意思決定を経た検査結果に基づくものではなく、検査過程における情報である。

エ 会計検査院からの指摘文書

会計検査院が指摘事項に該当すると判断したものを受検機関に通知したもの

(2) 一部開示の理由

ア 旧条例第8条第2号（個人情報）の該当性

平成12年度に係る地区別調書は、条例施行日（平成13年4月1日をいう。以下同じ。）前に作成したものであり、条例附則第3項の規定により、旧条例第8条の規定が適用される。

当該文書に記載されている用地費及び補償費を支払った相手先である個人名については、特定の個人を識別することができる情報であって、原則として不開示であり、旧条例第8条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 条例第7条第1号（個人情報）の該当性

平成13年度及び14年度に係る地区別調書に記載されている用地費及び補償費を支払った相手先である個人名については、特定の個人を識別することができる情報であって、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 不開示の理由

ア 不存在

(ア) 実地検査の事実がなく、作成・取得を行っていないことによる不存在

- a 平成元年度，2年度，5年度，7年度，9年度，11年度及び14年度に係る検査講評文書
- b 平成元年度，2年度，5年度，7年度，9年度，11年度及び14年度に係る会計検査院との協議文書
- c 平成元年度，2年度，5年度，7年度，9年度，11年度及び14年度に係る会計検査院からの指摘文書

(イ) 保存期間経過により廃棄したことによる不存在

- a 平成元年度～10年度に係る地区別調書（保存期間3年）
- b 平成3年度，4年度，6年度及び8年度に係る検査講評文書（保存期間5年）

(ウ) 作成・取得の事実は確認できないが、保存期間が既に経過しており、現に存在していないことによる不存在

- a 平成3年度，4年度，6年度及び8年度に係る会計検査院との協議文書（保存期間5年）
- b 平成3年度，4年度，6年度及び8年度に係る会計検査院からの指摘文書（保存期間5年）

(エ) 保存期間はまだ経過していないが、現に存在していないことによる不存在

平成11年度に係る地区別調書

イ 旧条例第8条第5号（国等協力関係情報）の該当性

平成10年度及び12年度に係る検査講評文書並びに平成10年度及び12年度に係る会計検査院との協議文書は、いずれも条例施行日前に作成したものであり、条例附則第3項の規定により、旧条例第8条の規定が適用される。

会計検査院のこの種の文書に対する取扱いは、不開示情報に該当するとして不開示の取扱いがなされているものである。したがって、これに反して開示すれば、会計検査院との信頼関係及び協力関係を損ない、県と会計検査院との間における現在又は将来にわたる信頼関係又は協力関係を維持することによって、事業のより適正かつ円滑な執行を確保するという行政目的を果たせなくなるおそれがある。

ウ 旧条例第8条第6号（意思形成過程情報）の該当性

平成10年度及び12年度に係る検査講評文書並びに平成10年度及び12年度に係る会計検査院との協議文書は、いずれも条例施行日前に作成したものであり、条例附則第3項の規定により、旧条例第8条の規定が適用される。

検査過程における会計検査院との率直な意見交換を阻害し、検査過程のみならず、検査結果についての会計検査院の審査・判断過程にも支障を及ぼすなど、会計検査に係る事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生ずるおそれがある。

エ 旧条例第8条第8号（行政運営情報）の該当性

平成10年度及び12年度に係る検査講評文書並びに平成10年度及び12年度に係る会計検査院との協議文書は、いずれも条例施行日前に作成したものであり、条例附則第3項の規定により、旧条例第8条の規定が適用される。

開示することにより、会計検査院との信頼関係及び協力関係を失い、率直な意見交換が阻害されることになると、検査結果についての会計検査院の審理・判断過程にも支障が生じ、ひいては、今後の会計検査及び受検機関である県の当該事務事業の適正・円滑な執行に支障を生ずるおそれがある。

オ 条例第7条第5号（審議、検討等情報）の該当性

平成13年度に係る検査講評文書及び平成13年度に係る会計検査院との協議文書は、開示することにより、検査過程における会計検査院との率直な意見交換を阻害し、会計検査院の審査・判断過程に支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院の最終的な意思決定を経た検査結果に基づく情報ではないにもかかわらず、開示することにより、確定的な情報又は会計検査院の公式見解であると県民一般に受け取られ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

カ 条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性

平成13年度に係る検査講評文書及び平成13年度に係る会計検査院との協議文書は、開示することにより、会計検査院との率直な意見交換が阻害され、会計検査院の審査・判断過程にも支障が及ぶことになると、検査結果についての審理・判断過程にも支

障が生じ、ひいては、今後の会計検査及び受検機関である県の当該事務事業の適正・円滑な執行に支障を生ずるおそれがある。

(4) 一部開示の可否

検査講評文書及び会計検査院との協議文書については、旧条例第8条第5号、第6号若しくは第8号に該当する部分又は条例第7条第5号若しくは第6号に該当する部分が、その全般にわたって記載されており、実地検査日、会計検査を実施した担当者氏名等の検査実施状況に関する情報を含めて、基本的にいずれもひとつのまとまった不開示情報文書であると観念される。

仮に、検査実施状況に関する情報の部分のみを開示したとしても、有意な情報であると認められないことから一部開示を行わなかったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年3月12日	諮問を受けた。
12月10日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
12月15日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成16年3月29日	諮問の審議を行った。
4月27日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
5月31日	諮問の審議を行った。
6月28日	諮問の審議を行った。
7月26日	諮問の審議を行った。
8月31日	諮問の審議を行った。
10月1日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の性格及び内容

会計検査院は、内閣に対して独立の地位を有する日本国憲法上の機関であり、日本国憲法及び会計検査院法の規定に基づき、国の収入支出の決算について、すべて毎年

これを検査するほか、法律に定める会計の検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図ることなどを使命としている。

一方、会計検査院の検査は、膨大な数の機関を検査対象として行わなければならない、時間的・人力的・予算的・権限的に限界があることから、不正経理等の全容を解明するためには、実態を把握できる立場にいる受検機関の協力が不可欠なものとなっている。

このため、会計検査院は、実地検査において不適切ではないかとの事態を発見した場合は、事態の全容を解明するため受検機関に協力を要請し、併せて事実関係の正確な把握などの調査を指示し、その調査結果の報告を受け、これに基づきながらさらに事実関係の精査やそれに対する評価を行うという検査手法をとっているところである。

(ア) 本件対象公文書は、3(1)記載のとおりであり、本件対象公文書の性格及び内容は、次のとおりである。

a 地区別調書

毎年度、会計検査院から、文書で提出を依頼される「国庫補助事業等に関する調書」の中の1つの様式であり、市町村別に作成され、事業概要、当該年度分内訳、事業計、合計の各欄に分かれている。

事業概要欄には、事業名、地区名、施行箇所所在地、事業主体名、工種、事業量、事業費及び補助率の記入項目がある。

当該年度分内訳欄には、工事等名、請負業者名及び工事費、設計概要、契約・着工・竣工年月日並びに支払状況の記入項目がある。

事業計欄及び合計欄は、事業概要欄の各項目ごとの集計を記入する項目がある。

b 検査講評文書

検査講評とは、実地検査において会計検査院の調査官が見出した会計経理等に関する不適切ではないかなどとの所見について、実地検査の最終日にこれを受検機関に口頭で提示し、その後の事務処理等に付き打合せを行うものである。

この目的は、問題の所在を受検機関及び会計検査院が相互に確認し、以後の検査遂行又は受検対応に適切を期するためのものであり、検査講評文書に記載されている情報は、実地検査が終了したばかりの検査過程初期における事実関係の把握やその検討等が不十分な段階における情報である。

実地検査における調査官の所見を相互に確認するため、打合せの際に調査官から口頭で伝えられた所見を受検機関である県が取りまとめたものが検査講評文書である。

なお、調査官が打合せの際の所見を含めて帰庁後に報告するために取りまとめたものが、いわゆる申報書である。

c 会計検査院との協議文書

実地検査の打合せの際や実地検査の終了後における会計検査院からの依頼に基づき、受検機関が作成し、会計検査院に提出したものと及び実地検査の終了後に会計検査院が検査結果についての審査・検討を行う中で、受検機関と追加的な協議を行った際に、受検機関である県が復命のために作成したものである。

会計検査院との協議文書に記載されている情報は、検査過程における会計検査院と受検機関との間の協議・検討等の内容に関する情報で、検査講評文書と同様事実関係の把握やその検討等が不十分な段階における情報である。

d 会計検査院からの指摘文書

会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関して不適切な事態が明らかになった場合、是正を要するものは速やかに是正させて損害の回復を図るとともに、その発生原因を究明して、それを放置した場合に同様の事態が再発するだろうと見込まれる場合には、会計検査院法に基づき、その発生原因そのものに対して速やかに改善の処置を要求することができるようになっている。

また、発生原因を究明したところ、法令、制度又は行政運営に改善を要する点があると判断した場合には、その旨の意見を表示し、又は改善の処置を要求することができるようになっている。

これら意見の表示や処置の要求を受検機関に通知したものが指摘文書である。

(4) 会計検査院の意見

本件対象公文書のうち「検査講評文書」及び「会計検査院との協議文書」の性格等について、実施機関が文書で会計検査院に照会したところ、口頭で次のような回答があり、平成16年7月26日付けで実施機関から追加資料として提出された。

a 「検査講評文書」及び「会計検査院との協議文書」に相当する公文書の会計検査院における取扱い及び考え方について

会計検査院において実地検査の復命報告書として帰庁後に作成される「申報書」（検査講評で提示した所見等が記載されている文書）や、その後の検査過程における受検庁との協議・検討内容を記載した文書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第5号及び第6号に該当し、

基本的に不開示としている。

- b 「検査講評文書」又は「会計検査院との協議文書」を開示した場合における会計検査院の検査業務に及ぼす支障について

「検査講評文書」又は「会計検査院との協議文書」が開示された場合、以下のような事態が発生するおそれがあり、会計検査院の現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼし、会計検査院の職責遂行を阻害するおそれがある。

- (a) 会計検査院と受検庁との率直な意見交換を阻害する。
- (b) 外部からの圧力・干渉等を招来するなどして、会計検査院の検査の適正な実施又は検査の結果に対する審議・検討における公正・中立の確保に支障を来す。
- (c) 未成熟な情報が、会計検査院の確定的な公式見解であると国民一般に受け取られ、国民の間に混乱を生じさせる。

イ 不存在とされた文書

出先機関で作成・取得した公文書については、鹿児島県出先機関文書規程（昭和62年訓令第7号。以下「文書規程」という。）に基づき、各出先機関の長が文書管理表を作成し、各公文書の保存期間を定めて管理することとなっている。

鹿屋耕地事務所においては、保存期間を地区別調書については3年、検査講評文書、会計検査院との協議文書及び会計検査院からの指摘文書については5年と定めており、この期間経過後に、文書規程に則り当該公文書を廃棄しなければならない。

しかしながら、平成11年度に係る地区別調書だけが、保存期間内であるにもかかわらず廃棄されたものと認められる。

ウ 一部開示の文書

実施機関は、平成12年度、13年度及び14年度に係る地区別調書の一部（用地費及び補償費を支払った相手先である個人名）を開示しているため、この点について検討する。

(ア) 平成12年度に係る地区別調書

上記文書は、条例施行日前に作成したものであるため、条例附則第3項の規定により旧条例第8条の規定に基づき以下のとおり判断する。

- a 旧条例第8条第2号（個人情報）本文の該当性

同号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、開示しないことができると規定している。

同号本文は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、原則として不開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、内心に関する情報、心身の状況に関する情報、家庭等の状況に関する情報、経歴に関する情報、社会活動に関する情報、個人の財産状況に関する情報その他一切の個人に関する情報をいい、平成12年度に係る地区別調書の中の用地買収などにおける契約相手方としての個人の氏名は、同号本文に該当すると判断する。

b 旧条例第8条第2号ただし書の該当性

同号ただし書では、「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報 イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」については、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定しており、平成12年度に係る地区別調書に記載された個人の氏名は、何人でも閲覧することができる」とされている情報や公表を目的として作成し、又は取得した情報に該当しないことは明らかであり、開示することが公益上必要であると認めることもできないため、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(4) 平成13年度及び14年度に係る地区別調書

a 条例第7条第1号（個人情報）本文の該当性

同号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除きこれを不開示情報としており、同号本文の考え方は、(ア) aと同様である。

平成13年度及び14年度に係る地区別調書の中の用地買収などにおける契約相手方としての個人の氏名は、本号本文に該当すると判断する。

b 条例第7条第1号ただし書の該当性

同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定しており、平成13年度及び14年度に係る地区別調書に記載されている個人の氏名は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報や公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報に該当しないことは明らかであり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であると認めることもできないため、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

エ 不開示の文書

不開示の文書は、平成10年度、12年度及び13年度に係る検査講評文書並びに平成10年度、12年度及び13年度に係る会計検査院との協議文書である。

このうち、平成10年度及び12年度に係る検査講評文書並びに平成10年度及び12年度に係る会計検査院との協議文書について、実施機関は、旧条例第8条第5号、同条第6号及び同条第8号のいずれにも該当するとしている。

また、平成13年度に係る検査講評文書及び平成13年度に係る会計検査院との協議文書について、実施機関は、条例第7条第5号及び同条第6号のいずれにも該当するとしている。

当審査会としては、これらの文書の不開示情報該当性を検討するに当たり、旧条例第8条第5号は条例に相当する規定がないこと及び旧条例第8条第6号は条例第7条第5号に相当し、旧条例第8条第8号は条例第7条第6号に相当する規定であることから、まず、旧条例第8条第6号及び条例第7条第5号の該当性について検討することとする。

(イ) 平成10年度及び12年度に係る検査講評文書並びに平成10年度及び12年度に係る会計検査院との協議文書

上記文書は、条例施行日前に作成したものであるため、条例附則第3項の規定により旧条例第8条の規定に基づき以下のとおり判断する。

a 旧条例第8条第6号（意思形成過程情報）の該当性

同号は、「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において・・・県と国等との間における審議，調査研究その他これらに類するものに関して実施機関が作成し，又は取得した情報であって，開示することにより，当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生ずると認められるもの」については，開示しないことができると規定している。

これは，県又は国等の事務事業に係る意思形成が，公正かつ円滑に行われることを確保する観点から定めたものである。

検査講評文書及び会計検査院との協議文書は，会計検査院の行う一連の会計検査において，実施機関が作成し，又は取得した情報であり，同号前段に該当することは明らかである。

また，会計検査院においては，検査講評文書及び会計検査院との協議文書に相当する公文書を基本的に不開示と取り扱っていることから，開示することにより，会計検査院と受検機関との率直な意見交換を阻害し，外部からの圧力・干渉等を招来するなどして，会計検査院の検査の適正な実施又は検査の結果に対する審議・検討における公正・中立の確保に支障を来すと認められるので，同号後段にも該当すると判断する。

b 一部開示の可否

一部開示については，条例第8条で「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において，不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし，当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは，この限りでない。」と規定していることから，一部開示の可否について以下検討する。

検査講評文書及び会計検査院との協議文書に記録されている旧条例第8条第6号に該当する不開示情報の部分を除いた残りの部分には，実地検査の対象年度，受検機関名及び期間，実地検査を行った調査官の職・氏名，実地検査後に県と会計検査院が追加的に行った協議の日時及び場所並びに当該協議に出席した県と会計検査院の職員の職・氏名が記録されている。

異議申立人は，異議申立書の中で「開示すればそこまで大きな問題に発展するおそれがあるのなら，一県民として何が何でも知らなければならない」などと述べているように，会計検査の内容や結果の開示を求めていると考えられることから，仮に，これら残りの部分の情報を開示したとしても，有意な情報と認めることはできないので，一部開示の必要はないものと判断する。

c 他の条項の該当性

検査講評文書及び会計検査院との協議文書は、旧条例第8条第6号に該当し、開示すべきものではないことから、その他の条項の該当の有無については判断するまでもない。

(4) 平成13年度に係る検査講評文書及び平成13年度に係る会計検査院との協議文書

a 条例第7条第5号（審議，検討等情報）の該当性

同号は、「県の機関，国の機関・・・相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ・・・があるもの」については，不開示情報としている。

これは，開示請求の対象となる公文書の中には，県の機関等としての最終的な意思決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため，これらの情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要があることから定めたものである。

検査講評文書及び会計検査院との協議文書は，会計検査院の行う一連の会計検査の過程における検討又は協議に関して実施機関が作成し，又は取得した情報であり，同号前段に該当することは明らかである。

また，会計検査院においては，検査講評文書及び会計検査院との協議文書に相当する公文書を基本的に不開示と取り扱っていることから，開示することにより，会計検査院との率直な意見交換を阻害し，外部からの圧力・干渉等を招来するなどして，会計検査院の検査の適正な実施又は検査の結果に対する審議・検討における公正・中立の確保に支障を来すおそれが認められ，さらには会計検査院の最終的な意思決定を経た検査結果に基づく情報ではないにもかかわらず，会計検査院の確定的な公式見解であると県民一般に受け取られ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれが認められることから，同号後段にも該当すると判断する。

異議申立人は，異議申立書の中で「確定的な情報ではない旨を明記すれば何ら問題はない」と述べているが，たとえ何らかの形で当該情報が確定的な情報ではないことを明記したとしても，未成熟な情報や事実関係の不十分な情報等が県民の誤解や憶測を招き，ひいては不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれは同様である。

b 一部開示の可否

検査講評文書及び会計検査院との協議文書に記録されている条例第7条第5号に該当する不開示情報の部分を除いた残りの部分は，(ア) bと同様であることから，一部開示の必要はないものと判断する。

c 其他の条項の該当性

検査講評文書及び会計検査院との協議文書は、条例第7条第5号に該当し、開示すべきものではないことから、その他の条項の該当の有無については判断するまでもない。

オ その他の主張

異議申立人は、実施機関が開示決定等期間を延長したことが、条例違反に当たると主張しているが、実施機関が本件対象公文書に対する開示請求書を受理した同時期に、百数十件の開示請求を処理中であって、開示決定等期間を延長したことには正当な理由があったと判断する。

以上のとおり、実施機関の決定は妥当であるので、「1 審査会の結論」のとおり判断する。